

国民の審判で「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2013年5月7日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

広義の社会保障（総合的生活保障）が急務！

憲法集会で日野秀逸氏が講演「憲法と社会保障で震災復興と原発ゼロを」

5月3日の憲法記念日に、「憲法を語ろう！道民集会」が行われ、550人が参加しました。集会では、東日本大震災で自らも被災し、復興のために活動もしている日野秀逸氏（東北大学名誉教授）が、「憲法と社会保障で震災復興と原発ゼロを」と題して、講演しました。

押し入れにツララができる仮設住宅

日野氏は、大震災は、地震+津波+原発事故という未曾有の災害だが、人災、政災の要素が大きいと、国や宮城県姿勢を批判しました。特に、宮城県では被害が大きく、10万人以上が亡くなり、住宅被害も約49万棟で、県内に住居する避難者は約11万人、他県への避難者は約8千人。しかも、仮設住宅は、安上がりにするため、地元の様子分からない大手企業に丸投げし、結露で押し入れにツララができる始末です。復旧・復興は遅れ、2年たった今でも住宅の復旧率はわずかに23.9%。構造改革によって、「人間のつながりが弱体化」「社会生活基盤が劣化」「災害の危険性が強く意識されていたのに、自治体職員を大幅に減」など、人災によって震災の被害は拡大し長期化していると指摘しました。

今、求められているのは、**憲法が保障する平和的生存権、雇用や住宅保障なども含めた広義の社会保障（＝総合的生活保障）の再生が急務**と提言し、今、自公政権が行うとしているのは、「平和的生存権を放棄し、自助・互助」を強調し、生活保護、医療、介護、年金など大幅に削減しようとしていると批判。社会保障は国の責任であり、その財源は「所得の再分配」で行うべきと、日本が経済の上でも財政の上でもその財源があることを紹介しました。

そして、自民党が憲法改定の理由として『憲法を現実に合わせる』と言っているが、「ツララできる仮設住宅という現実に合わせてよいのか」と指摘し、現憲法に立脚した社会を、住民の主体的参加によって作り上げていくことを呼びかけました。



護憲・改憲を超えて、立憲か壊憲かへ発想の転換を

水島朝穂教授も講演

5月2日にも、札幌で憲法集会が行われ、早稲田大学の水島朝穂教授が講演しました。憲法は「みんなで守る大切な決まりではない。憲法を守らなければならないのは、国家権力（政府や国会議員、公務員など）で国民ではない（憲法99条）」と立憲主義（人権尊重と権力分立）を説明。日本の憲法は反省の下に作られたものと、その特徴に触れ、安倍式改憲論の問題点を指摘しました。「民意だから」というが、多数決はヒトラーを選ぶなど間違いを起こすこともあったので、多数決で暴走しないしくみが憲法にはあるとも紹介。憲法を活かしていく上で、「護憲」「改憲」を超えて立憲か壊憲かへ発想を転換する必要があると強調し、改憲手続きの緩和（96条）は、9条改憲者でも反対している。憲法を変えるための説明責任はそもそも提案者にあり、国民はじっくり考えるとよい、最終的には国民投票で決まると述べ、憲法を活かす幅広い運動を呼びかけました。

集会には、上田文雄札幌市長が「改憲の狙いは9条2項。日本人がたくさんの犠牲を払い、犠牲をしいてきた反省の下に作られた人類で最もすすんだ憲法」「市政にも活かしていきたい」と来賓あいさつしました。



社会保障制度改革国民会議パブコメ

締め切りは15日

改悪やめて、充実しての声を

各地、各団体でも取り組み広がる！

保育連や民連でも応募のよびかけをはじめています。積極的に応募しましょう！

厚労省 要支援1、2の保険はずす方針

道内8万人に影響



厚労省が、2025年度には65歳以上の介護保険料の全国平均が月8200円（現在5000円）になることから、「要支援者」を保険からはずす方針を決めたと報道されました。利用者をはじめ地域包括支援センターや介護事業者などからも不安や批判が広がっています。